

国際ロータリー第2540地区

2025-2026年度

地区便覧



よいことのために
手を取り合おう

国際ロータリー第2540地区

ガバナー 桑山 明久

国際ロータリー第2540地区

2025-2026 年度ガバナー事務所

〒015-0821 秋田県由利本荘市肴町15 料亭一よし内

TEL 0184-74-9424 / FAX 0184-74-9425

E-mail : rid2540g25.6@gmail.com



ロータリーの目的 Object of Rotary

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 〔第1〕 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 〔第2〕 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事は全て価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 〔第3〕 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業及び社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 〔第4〕 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

四つのテスト THE FOUR-WAY TEST

—言行はこれに照らしてから—

Of the things we think, say or do.

1. 真実かどうか

Is it the TRUTH?

3. 好意と友情を深めるか

Will it build GOODWILL
and BETTER FRIENDSHIPS?

2. みんなに公平か

Is it FAIR to all concerned?

4. みんなのためになるかどうか

Will it be BENEFICIAL to all concerned?

目 次

フランチェスコ・アレツツォ RI 会長就任	2
ガバナー挨拶・経歴	3
地区目標と方策	5
地区組織図	6
ガバナー公式訪問スケジュール	8
創立記念式典（予定）	10
地区主要行事・予定表	11
地区一般会計予算（案）	12
地区内ロータリークラブ一覧	14
衛星クラブ・ロータリーアクトクラブ・インターアクトクラブ	17
ロータリー米山奨学会	18
姉妹・友好クラブ一覧	19
国際ロータリー関係及び地区への送金	20
国際ロータリー関係諸事報告先	21
国際ロータリー関係の連絡先	22
地区規定	23
《ロータリー財団》寄付金 送金様式	50
《米山記念奨学会》普通寄付金 送金様式	53
《米山記念奨学会》特別寄付金（個人寄付用） 送金様式	54
《米山記念奨学会》特別寄付金（法人寄付用） 送金様式	55

フランチェスコ・アレツォ氏が 2025-26年度国際ロータリー会長として選ばれる

フランチェスコ・アレツォ氏（イタリア、ラグーザ・ロータリークラブ所属）が、2025-26年度国際ロータリー会長として理事会により選出されました。アレツォ氏は7月1日に会長に就任します。

理事会は、6月8日のマリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ RI 会長エレクトの予期せぬ辞任を受け、特別会合を開きました。RI 章典と方針に基づき、理事会は、2023年8月に行われた国際ロータリー会長指名委員会によって検討された候補者の中から、新たな会長エレクトを選出しました。

2月の2025年国際協議会で発表された2025-26年度会長メッセージである「よいことのために手を取りあおう」はそのまま継承されます。このメッセージは、政治、地理、イデオロギーでますます分断されている世界において、結束する力となるようロータリー会員に呼びかけるものです。奉仕プロジェクトを通じ、ロータリーは、さまざまな背景を持つ人びと（人種、宗教、職業を超えて）をつなぎ、地域社会でよいことを行うという共通の使命のために活動します。



アレツォ氏は、矯正歯科医として個人の診療所を構えています。イタリア、ヨーロッパ、アメリカの矯正歯科協会のメンバーとして国際的に活動しています。ラグーザ県の National Association of Italian Dentists の副会長であり、National Trust for Italy の創設者であり、同団体で7年間ラグーザ県を代表しました。また、マルタ主権騎士団内の名誉と献身の騎士です。

30年以上のロータリー会員であるアレツォ氏は、合同戦略計画委員会副委員長、RI 理事、ラーニングファシリテーター、地区大会での会長代理を歴任したほか、ロータリー財団のベネファクターでもあります。アナ・マリア・クリシオーネ夫人は、観光業界の起業家で、お二人には2人のお子さんがいます。

— 2025年6月14日

（出典：

<https://www.rotary.org/ja/francesco-arezzo-of-italy-selected-to-be-2025-26-rotary-international-president>）



よいことのために手を取り合おう

国際ロータリー第2540地区 2025-2026 年度
ガバナー 桑山 明久

前 RI 会長エレクト マリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ氏が RI 会長就任を辞退されました。この知らせは私たちガバナーエレクトに大きな衝撃を与えました。地区便覧の RI 会長挨拶はどうなるのか、ガバナー月信もどうなるのか、等々。

マリオ氏は相当悩まれたのだと思います。辞退すべきかどうか、辞退した場合、しなかった場合。おそらく何日間も眠られず、食事も喉を通らない日が続いたのではないかと察せられます。マリオ氏は既に辞退なされました。しかし、私たちに大きなプレゼントを与えてくれたのです。それは、「よいことのために手を取り合おう」というメッセージです。私たちロータリアンが、自分の職場や家庭地域で、日本で、世界で何ができるのか、何をしなければならないのかを考え、仲間と手を取り合ってよいことをしていきたいと考えます。

6 月 15 日、アーチック RI 会長から次期 RI 会長が決定し、ラグーザロータリークラブ (イタリア) のフランチェスコ・アレツツォ氏が RI 会長の指名を受諾したことを発表されました。RI 会長予定者の突然の辞任を受け、速やかに次期 RI 会長が決定されたことは、改めてロータリーの強さを感じさせてくれます。マリオ氏のメッセージ「よいことのために手を取り合おう」は継続されることが公表されています。ロータリーの根幹は揺らぎのないものです。約 120 年のロータリーの歴史の中で積み上げられてきた、中核的価値観、即ち、友情と信頼、親睦、超我の奉仕の言葉でくくられる五大奉仕の推進、ロータリーが世界の子どもたちと約束したポリオの根絶、平和の確立と紛争予防など 7 つの重点項目等。私たちロータリアン一人ひとりの力は微弱であり、埃をひとつ払うほどのことしかできないでしょう。でも皆で力を合わせれば、手を取り合うことで、何事かを成すことができます。ロータリーは会員に強制して何かをする組織ではありません。何事も自主性、自発性を大事にする組織であると受け止めてきました。余計なことですが、私はこれに倣って、私の職場では気が付いた人がやることを申し合わせています。自主性、自発性を重んじたいのです。ロータリアンは何歳であっても、ロータリーの中で成長することが可能です。

ロータリーを学びましょう。学ぶことで気付きがあります。気が付くことが成長を促します。私が今まで知らなかったこと、ロータリー平和センターについて、ICCについて、一緒に学びましょう。自分をロータリーに迎え入れてくれたことに感謝し、ロータリー活動を通して、供に成長し人生をより意義あるものにしていきましょう。



国際ロータリー第2540地区 2025-2026年度

ガバナー くわやま あけひさ
桑山 明久

【略歴】

- ・ 生年月日 1950年 昭和25年12月3日生
- ・ 勤務先 中央線診療所
- ・ 勤務先住所 〒015-0834 由利本荘市岩渕下39-2
TEL 0184-27-2301
FAX 0184-27-2305
- ・ 勤務先URL <https://www.chuosen-sinryou.com>
- ・ その他 公益社団法人 日本空手協会秋田県本部 会長
秋田県医療学術交流会 会長
本荘高等学校校医、健康管理医
新山小学校校医
子吉保育園、本荘幼稚園、ひかり保育園、各嘱託園医
由利本荘市嘱託産業医（他3社）
由利本荘市福祉事務所嘱託医
由利本荘市教育委員会教育委員（2012年6月30日-2024年6月29日）

【ロータリークラブ 略歴】

- ・ 本荘ロータリークラブ所属
- ・ 入会1996年3月8日
- ◎2004-2005年度 クラブ会長
- ◎2011-2012年度 恒久資金小委員長
- 2025-2026年度 第2540地区ガバナー

ロータリー財団米	ポールハリスフェローマルチプ	2025年1月 現在 (PHF+8)
山奨学基金寄付	ル米山功労者3回目	
2024~2025年度	メジャードナー認証	2025年2月 現在 (Level.1)

2025-26年度地区目標と方策

1. 会員増強

- ・各クラブが行動計画を策定し、3年間の目標数を設定し、マイロータリーに登録する。
- ・オープン例会などで会員候補者にロータリーを知ってもらい、受入れ体制を整える。
- ・個々の会員が4つのテストを胸に刻み、職業奉仕を行うことでロータリーのイメージを高める。
- ・退会防止に特別会員制度、特化型クラブを役立てる。

2. DEIの推進

- ・D(多様性)、E(公平さ)、I(包摂)について常に意識し行動する。DEIの対極がハラスメントである。I(包摂)は排除せず、排他的ではなく、寛容で受容的であること。

3. ポリオ根絶への協力

- ・あと一步に迫ったポリオ根絶への戦いを共に戦いましょう。
- ・一人30ドルのポリオ寄付を達成しましょう。
- ・ポリオデーに協賛し、10月19日(土)秋田市内でキャンペーンパレードをします。県警音楽隊がパレードを先導する予定です。多くのロータリアンとその家族の参加をお願いいたします。

4. 青少年奉仕活動の推進

- ・昨年に続き、RYLAの開催を予定します。
- ・インターアクト年次大会を開催し、地区内インターアクトクラブ間の交流を促進し、活動の活性化を支援します。

5. RLI参加者を増やします

- ・RLIは楽しくロータリーを学べる充実の場であることを、多くのロータリアンに知ってもらいます。
- ・RLI卒業者は、ロータリーの基盤を強め、クラブ活動の有力な戦略として期待できます。
- ・各クラブでRLI開催予定日を会員に周知し、参加を推奨してください。

6. ロータリー平和センターを支援しましょう

- ・平和の構築と紛争予防のための、世界で活躍する平和フェローを養成する、平和センターが日本では国際基督教大学(ICU)内に大学院(修士課程)として設置されています。
- ・現在、一人30円の支援金がガバナー会を経て納付されています。
- ・平和センターの活動を支援するため、各ロータリアン、各クラブでの自発的な寄付をお願いします。

7. 2232地区(ウクライナ国)と日本国内地区とで締結されるICC(国際共同委員会)に参加します

- ・ICCはRI公認の活動団体であり、ICC事務局を通してグローバル補助金の申請がしやすい利点があり、医療機械の進呈が予定されています。

2025-2026年度 国際ロータリー第2540地区 組織図

《RI.会長》 フランチェスコ・アレツォ

ガバナーノミニー	ガバナーエレクト	副ガバナー	ガバナー
	土館 守 (大館)	村上 勘一 (象潟)	桑山 明久 (本荘)

規定審議会
代表委員 平澤 孝夫 (秋田東)
補欠委員 嶋田 康子 (秋田北)

諮問委員会
京野 学 (湯沢南)
松浦 新 (秋田中央)
伊藤 壽々雄 (湯沢)
村上 勘一 (象潟)
地葉 新司 (潟上)
塩谷 國太郎 (大曲)
玉木 修 (秋田西)
宮下 正弘 (秋田)
平澤 孝夫 (秋田東)
柳谷 悦磨 (能代)
富樫 龍紀 (大曲中央)
嶋田 康子 (秋田北)
工藤 智教 (大館南)
宮原 保夫 (湯沢南)
高崎 恒夫 (秋田港)
淡路 徹 (潟上)
佐藤 和志 (田沢湖)

財団法人 RIJYEM 第2540地区
専任委員 (任期 2024年9月～2027年8月) 平澤 孝夫 (秋田東)
財団法人 RIJYEM 第2540地区
理事 (任期 2024年9月～2026年8月) 玉木 修 (秋田西)
評議員 (任期 2023年9月～2027年8月) 柳谷 悦磨 (能代)
社会法人 RIJYEM 第2540地区
社員 (任期 2024年8月～2026年8月) 宮下 正弘 (秋田)

RI委員会
◎ 桑原 透 (秋田)
○ 加賀 美奈 (大曲)
阿部 大助 (秋田中央)
細谷 太郎 (秋田中央)
安達 豪樹 (秋田南)
山本 隆弘 (秋田港)
北嶋 洋一 (秋田南)
小田嶋 伸一 (花輪)
宮原 育郎 (湯沢南)
和賀 豪 (横手東)
黒丸 雄平 (横手)
坂本 寿克 (大館南)
藤井 健 (横手)
須田 幸喜 (本荘)
武石賢太郎 (湯沢南)

ガバナー指名委員会 (PG)
◎ 佐藤 和志 (田沢湖)
淡路 徹 (潟上)
高崎 恒夫 (秋田港)
宮原 保夫 (湯沢南)
工藤 智教 (大館南)

ロータリーの友委員会
◎ 齋藤浩太郎 (本荘)
岩佐 信宏 (横手)
松尾 秀正 (大館北)

研修委員会
◎ 佐藤 和志 (田沢湖)
淡路 徹 (潟上)
高崎 恒夫 (秋田港)
工藤 智教 (大館南)
嶋田 康子 (秋田北)

会員拡大増強委員会
◎ 佐藤 成孝 (矢島)
○ 阿部 和夫 (湯沢)
三浦 明美 (男鹿)
碓屋 茂樹 (本荘)
若林 勲 (横手南)
保坂 雄大 (秋田港)
石川 浩範 (大曲南)
DEI委員会
◎ 工藤 智教 (大館南)
○ 塩谷 國太郎 (大曲)
橋 百合子 (大曲南)
渋谷 絵里 (秋田西)

公共イメージ委員会
◎ 岡本 啓一 (秋田)
○ 佐藤 力 (大曲)
鈴木 隆宏 (能代)
村上 亜紀 (秋田東)
田中 慶昭 (大曲)
村越 正道 (能代)
本間 正樹 (本荘)

職業奉仕委員会
◎ 今野 真保 (象潟)
○ 齋藤 全平 (大館南)
三浦 大英 (角館)
小玉 久則 (秋田港)
社会奉仕委員会
◎ 伊藤佐喜男 (本荘)
○ 佐藤 祥一 (稲川)
笹刈 信子 (男鹿)
工藤 隆太 (秋田西)
佐々木貞一 (本荘東)
佐々木英人 (田沢湖)

国際奉仕委員会
◎ 阿部 大助 (秋田中央)
○ 熊谷 中 (象潟)
根田 達也 (秋田南)
加茂谷 博文 (秋田東)
納谷 崇 (秋田北)
太田 一弘 (横手南)
信田 智彦 (潟上)

地区内ロータリークラブ

ロータリーアクト委員会

◎委員長・佐野 元彦
秋田RAC 会員全員

地区内

衛星クラブ

ロータリーアクトクラブ

ガバナー補佐

藤盛 公之 (大館北) 金子 信 (能代白神) 本間 諭 (本荘南)
木元 慎一 (秋田中央) 柴田 為英 (湯沢南) 田口 宗弘 (角 館)

地区成長戦略計画委員会

◎嶋田 康子 (秋田北)
平澤 孝夫 (秋田東)
村上 勘一 (象 潟)
工藤 智教 (大館南)
塩谷 國太郎 (大 曲)
大内 睦子 (秋 田)
渡部 栄太 (横 手)
桑山 明久 (本 荘)
佐藤 和志 (田沢湖)
土館 守 (大 館)
富樫 龍紀 (大曲中央)
淡路 徹 (湯 上)

地区幹事

地区幹事
小林 和晴 (本 荘)
統括地区副幹事
佐藤 秀典 (本 荘)
地区副幹事
菊地 長司 (本 荘) 齋藤 浩太郎 (本 荘) 伊藤 有希 (本 荘)
塚本 祐文 (本 荘) 佐々木 達治 (本 荘) 布袋屋 寛 (大 館)
渡辺 隆 (本荘東) 大城 慶明 (本 荘)

地区行動計画推進委員会

◎嶋田 康子 (秋田北)
土館 守 (大 館)
各クラブ推進委員

財務委員会

佐藤 良一 (本 荘) ○ 福原 良英 (大 館) 鈴木 正男 (本荘東)

会計委員会

斎藤 雅豊 (本 荘) ○ 中川 義明 (大 館) 木内多津子 (本荘南)

会計監査委員会

北区・綿貫 一子 (能 代) 中区・小林 科樹 (秋田中央)
南区・飼田 一之 (横 手)

危機管理委員会

◎ 地葉 新司 (湯 上) ○ 緑川 正樹 (大 館) 塚本 祐文 (本 荘)
堀井 潤 (秋田西) 金子 雄司 (秋田東) 宮下 正弘 (秋 田)
近 茂寛 (能 代) 加賀 美奈 (大 曲) RI報告担当者

RI国際大会推進委員会

◎ 高橋 右 (大 曲) ○ 木内 義範 (本荘東) 齊藤 豊隆 (湯 上)
中田 昶 (秋 田)

地区大会委員会

◎ 大越 英雄 (本 荘) 伊藤 有希 (本 荘) 藤原 和信 (矢 島)
熊谷 中 (象 潟) 大城 慶明 (本 荘) 本間 正樹 (本 荘)
佐々木 貞一 (本荘東)

ロータリー財団委員会

◎ 平澤 孝夫 (秋田東)
○ 渡部羊三 (秋田東)

補助金委員会
◎ 渡部 羊三 (秋田東)
橋本 里花 (秋田西)
松田 圭司 (湯 沢)
資金推進委員会
◎ 萱森 賢雄 (横手南)
○ 佐々木 力 (秋田中央)

ロータリー平和

フェロシップ委員会
◎ 堀 茂 (本 荘)
○ 中村 博美 (大館南)
ポリオプラス委員会
◎ 渡部 栄太 (横 手)

資金管理委員会

◎ 佐藤 行広 (本 荘)
○ 一関 譲 (湯 上)
地区恒久基金/大口寄付委員会
◎ 佐々木 直俊 (本荘東)

ポールハリス・ソサエティー
コーディネーター

平澤 孝夫 (秋田東)

青少年奉仕部門

青少年奉仕委員会

◎ 佐野 元彦 (秋 田) ○ 土田 ゆき (秋 田) 金子 雄司 (秋田東)
黒丸 雄平 (横 手) 清水 俊明 (秋田西)

青少年交換プログラム委員会

◎ 金子 雄司 (秋田東) ○ 石川 博司 (大 館) 村上 亜紀 (秋田東)
○ 矢田 正朋 (秋田北) 須田 幸喜 (本 荘) 松塚 智宏 (大 曲)
猿田 浩也 (本 荘) 進藤 文仁 (秋 田)

インターアクト委員会

◎ 黒丸 雄平 (横 手) ○ 須田 幸喜 (本 荘) 八木下 真善 (五城目)
伊勢 昌弘 (秋 田) 高橋 佐知 (角 館) 乳井 仁 (大館南)
佐藤 純也 (大 曲)

RYLA委員会

◎ 佐野 元彦 (秋 田) ○ 土田 ゆき (秋 田) 緑川 正樹 (大館)
佐藤 雅之 (秋 田) 辻 卓也 (大曲南)

ロータリー米山記念奨学委員会

◎ 清水 俊明 (秋田西)
○ 境田 未希 (秋田東)
若林 幸夫 (横 手)
土崎 俊成 (秋田港)
伊藤 里花 (秋 田)
杉山 肇 (本 荘)

国際ロータリー第2540地区 2025-2026年度 桑山明久ガバナー公式訪問スケジュール

2025年7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 クラブ活性化セミナー
6	7	8	9 田沢湖 角館合同	10	11	12
13	14	15 横手南	16	17 横手東	18	19
20	21	22 潟上	23 秋田	24 五城目	25	26
27	28	29 男鹿北	30 山本 二ツ井	31 能代白神		

2025年8月

日	月	火	水	木	金	土
					1 能代	2
3	4 大曲仙北	5 大曲	6 大曲中央 男鹿	7 大曲南	8	9
10	11 山の日	12	13	14	15	16
17	18	19	20 大館、大館南 大館北	21	22	23
24	25 秋田東	26 西馬音内 稲川、湯沢南	27 象潟	28	29	30
31						

2025年9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 横手	4 十和田秋田 花輪	5 秋田中央	6
7 RLIセミナー Part1	8 大館中央	9 秋田西	10	11 秋田南	12 秋田港	13
14	15 敬老の日	16 矢島	17	18 鷹巣	19	20
21	22	23 秋分の日	24	25 湯沢	26	27
28	29	30				

2025年10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 本荘南	3	4
5	6 本荘東	7 秋田北	8	9	10 本荘	11
12	13 スポーツの日	14	15	16	17	18
19 ポリオデイ	20	21	22	23	24	25 2540 地区大会
26 2540 地区大会	27	28	29	30	31	

2025-2026年度 創立記念式典（予定）

クラブ名	式典開催日	会 場	周 年
大館	2025年11月15日（土）	プラザ杉の子	70周年
西馬音内	2026年1月24日（土）	巨福会館（予定）	60周年
湯沢南	2026年5月	湯沢ロイヤルホテル	60周年
能代白神	2026年5月16日（土）	未定	30周年
秋田西	2026年6月	イヤタカ	30周年
十和田秋田	2026年6月13日（土）	ホテル鹿角	60周年

第2540地区 2025-2026年度 地区主要行事・予定表

行事名	会場及び開催日	HC Co-HC	出席義務者 (地区役員を除く)		備考
ラーニング・ ファシリテーター 会議	由利本荘市 ホテルアイリス 2025年 3月8日(土)	本 荘	2024-25 地区研修委員会 (PG) 2025-26 ガバナー補佐 2025-26 地区委員長 2025-26 地区幹事・副幹事 財務委員長・会計長 2024-25/2025-26 HC 会長・幹事		ガバナー補佐 11時～12時 事前会議 14時00分～ 15時30分
地区チーム ラーニング セミナー (DTTS)	由利本荘市 安楽温泉 2025年 4月5日(土)	本 荘 本荘東 本荘南	2025-26 ガバナー補佐 2025-26 地区委員長 財務委員長・会計長・HC 会長・幹事		セミナー 13時～16時 懇親会 16時30分～
会長エレクト 研修セミナー (PETS)	由利本荘市 ホテルアイリス 2025年 5月10日(土)	本 荘 本荘東 本荘南	地区 クラブ	2025-26 ガバナー補佐 2025-26 地区委員長 2025-26 会長・幹事	セミナー 13時～ 懇親会 17時
地区研修・ 協議会	本荘グランドホテル 2025年 6月7日(土)	本 荘 本荘東 本荘南 象 潟 矢 島	地区 クラブ	2025-26 ガバナー補佐 2025-26 地区委員長・委員 2025-26 会長・幹事 委員長・委員 新会員	研修・協議会 懇親会あり 10時30分～
クラブ活性化 セミナー	ホテルアイリス 2025年7月5日(土)	本 荘 本荘東 本荘南	地区 クラブ	2025-26 ガバナー補佐 (関係する)地区委員長・委員 2025-26 会長・幹事 委員長・委員 新会員	セミナー 13:00～ 懇親会予定 16:00～
ポリオデー	秋田市(予定) 10月19日(日)(予定)	実行 委員会	地区 全 員	2025-26 ロータリー財団委員 会・職業・社会・国際奉仕・青少年 奉仕・公共イメージ委員会	パレード アトラクション 11時～
地区大会 (由利本荘市)	由利本荘市 本会議:ホテルアイリス 本大会:カダール 懇親会:ホテルアイリス 2025年 10月25日(土) 10月26日(日)	本 荘 本荘東 本荘南 象 潟 矢 島	全 員		懇親会あり
ガバナー エレクト壮行会	本荘グランドホテル 2025年 12月6日(土)	本 荘 本荘東 本荘南	地区 クラブ	2025-26 ガバナー補佐 2026-27 ガバナー補佐 2026-27 地区委員長 2026-2027 会長・幹事	懇親会あり ※壮行会日財団セミ ナー開催予定

2025-2026年度 地区一般会計 予算

2025.5.20

【収入の部】

項目	2022-2023 予算	2022-2023 決算	2023-2024 予算	2023-2024 決算	2024-2025 予算	2025-2026 予算	前年予算比	2025 - 2026年度備考
前年度繰越金	34,841,316	34,841,316	30,291,416	33,244,010	24,280,636	24,281,235	599	
地区運営費	25,520,000	24,244,000	24,860,000	23,914,000	24,728,000	26,078,000	1,350,000	
・地区資金：上期	12,650,000	11,726,000	12,320,000	12,012,000	12,320,000	12,320,000	0	1,120名*11,000円
・地区資金：下期	12,870,000	12,518,000	12,540,000	11,902,000	12,320,000	12,540,000	220,000	1,140名*11,000円
・衛星クラブ地区資金：上期					44,000	44,000	0	
・衛星クラブ地区資金：下期					44,000	44,000	0	
R活動：上期	1,129,070	1,129,070	1,021,020	1,021,020	1,218,099	1,433,894	215,795	R理事会承認額
R活動：下期							0	
雑収入	100	400	100	1,935	100	100	0	0 受取利息
雑収入		0					0	
前年度事務仕活動助成金							0	
前年度繰越金より特別繰入金						2,000,000	2,000,000	
国際福祉プロジェクト基金						1,000,000	1,000,000	
高齢者介護PG寄付		1,000,000		1,000,000			0	
合計⑥	26,649,170	26,373,470	25,881,120	25,936,955	25,946,199	29,381,994	3,435,795	
収入の部 合計	61,490,486	61,214,786	56,172,536	59,180,965	50,226,835	53,663,229	3,436,394	

【支出の部】

項目	2022-2023 予算	2022-2023 決算	2023-2024 予算	2023-2024 決算	2024-2025 予算	2025-2026 予算	前年予算比	2025 - 2026年度備考
行事助成金	6,000,000	7,470,077	6,000,000	7,666,018	5,470,000	5,900,000	430,000	
・地区大会	4,000,000	5,587,444	4,000,000	5,689,782	3,600,000	4,000,000	400,000	
・地区研修・福議会	500,000	500,000	500,000	480,099	400,000	400,000	0	
・インターファミリーティング	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	0	
・ガバナーエレクト実行会	200,000	430,228	200,000	182,931	170,000	200,000	30,000	
・地区チーム研修セミナー	200,000	200,000	200,000	165,683	200,000	200,000	0	
・会長エレクト研修セミナー(PETS)	400,000	400,000	400,000	398,112	400,000	400,000	0	
・インターアクト・ローターアクト大会	300,000	0	300,000	287,248	300,000	300,000	0	
・地区会員増強セミナー(自前セミナー)	100,000	52,405	100,000	162,163	100,000	100,000	0	
表彰費	400,000	400,000	400,000	375,050	400,000	400,000	0	
記念品代	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	0	
・ガバナー選任記念	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	0	
・ガバナーエレクト国際協議会総別	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	0	
刊行費	1,600,000	1,657,013	1,600,000	540,430	1,100,000	1,300,000	200,000	
・地区刊行費	800,000	701,800	800,000	268,950	800,000	800,000	0	年次報告書・地区便覧印刷 他
・ガバナー月信送料		0					0	
・ホームページ維持費	800,000	955,213	800,000	271,480	300,000	500,000	200,000	ホームページ維持費
専任活動助成費	4,600,000	3,057,519	4,600,000	3,026,700	3,600,000	4,100,000	500,000	
・ガバナーエレクト活動助成金	1,000,000	910,801	1,000,000	980,490	1,000,000	1,000,000	0	
・ガバナー補佐活動助成金	600,000	600,000	600,000	546,210	600,000	600,000	0	
・国際大会出席補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	G、GEへ各50万円を上限として実費
・国際協議会出席補助金	1,000,000	546,718	1,000,000	500,000	1,000,000	1,000,000	0	GE事務所へ(GE夫妻の交通費・宿泊費)
・専任活動助成金	1,000,000	0	1,000,000	0	0	500,000	500,000	
運営会議費	810,500	585,998	820,000	873,308	520,000	770,000	250,000	

2025-2026年度 RI第2540地区 ロータリークラブ名簿《北区(15)》

区分	ク ラ ブ 例 会 日 創 立 年 月 日	会 幹 長 事	例 会 場 TEL・FAX	事 務 所 TEL・FAX・Email
大 館 ・ 鹿 角 7	大館 (水)12:00 1956年6月15日	みどりかわ まさき 緑川 正樹 やぎはし しゅういち 八木橋 秀一	〒017-0847 大館市幸町 15-6 北秋くらぶ TEL: 0186-42-2033/FAX: 0186-42-2031	〒017-0012 大館市釈迦内字家後 29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL: 0186-48-3561/FAX: 0186-48-3591 ri-odate2@ymail.plala.or.jp
	花輪 (水)12:00 1960年12月11日	たかはし けんいち 高橋 健一 いしどりや まさと 石鳥谷 雅人	〒018-5201 鹿角市花輪字下中島 112 ホテル茅茹荘 TEL: 0186-23-3126/FAX: 0186-22-1044	〒018-5201 鹿角市花輪字柳田 36 番地 鹿角地方職業能力開発協会 内 TEL: 0186-22-1557/FAX: 0186-22-1557 hanawa-rc@ink.or.jp
	鷹巣 (木)12:30 1964年6月29日	さとう ひでき 佐藤 秀樹 くろさわ よしひこ 黒澤 芳彦	〒018-3312 北秋田市花園 10-5 北秋田市民ふれあいプラザコムコム TEL: 0186-62-1130/FAX: 0186-62-1669	〒018-3314 北秋田市伊勢町 20-33 TEL: 0186-62-9229/FAX: 0186-62-9229 takanosu.rc@gmail.com
	大館北 (木)12:30 1965年3月25日	よしだ じゅんこ 吉田 順子 にしむら こうや 西村 晃也	〒017-0847 大館市幸町 15-6 北秋くらぶ TEL: 0186-42-2033/FAX: 0186-42-2031	〒017-0012 大館市釈迦内字家後 29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL: 0186-48-3561/FAX: 0186-48-3591 ri-odate@sea.plala.or.jp
	十和田秋田 (木)12:30 1966年5月7日	たけざわ あかね 竹澤 茜 とや りゅうた 鳥谷 竜太	〒018-5421 鹿角市十和田大湯字中谷地 5-1 ホテル鹿角 TEL: 0186-30-4111/FAX: 0186-37-4000	〒018-5334 鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 7 コナンカード協同組合 内 TEL: 0186-30-3939/FAX: 0186-30-3939 infokonan@yahoo.co.jp
	大館南 (火)12:30 1979年6月17日	よしかわ さとし 吉川 聡 かわい ゆうすけ 川井 祐介	〒017-0847 大館市幸町 15-6 北秋くらぶ TEL: 0186-42-2033/FAX: 0186-42-2031	〒017-0012 大館市釈迦内字家後 29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL: 0186-48-3561/FAX: 0186-48-3591 ri-odate4@ymail.plala.or.jp
	大館中央 (月)12:30 1993年7月25日	まるやま よしたか 丸山 佳孝 やまぐち みちひさ 山口 道久	〒017-0055 大館市字沼館道上 91 秋北電機工業(株) TEL: 0186-42-7275/FAX: 0186-45-1552	〒017-0055 大館市字沼館道上 91 秋北電機工業(株) TEL: 0186-42-7275/FAX: 0186-45-1552 ri2540odatechuo@gmail.com
能 代 ・ 男 鹿 8	能代 (金)12:30 1960年1月15日	さとう けんいち 佐藤 健一 みずき まきこ 水木 真紀子	〒016-0825 能代市柳町 9-23 プラザ都 TEL: 0185-54-2244/FAX: 0185-54-2247	〒016-0825 能代市柳町 9-23 プラザ都 内 TEL: 090-6223-1114/FAX: 0185-55-1285 noshiro.rotary@gmail.com
	男鹿 第1・3(水)18:00 1963年2月3日	たけだ あきひこ 武田 昭彦 はらた とみお 原田 富男	〒010-0511 男鹿市船川港船川字栄町 107-1 OKビル2階2号室 TEL: 0185-73-3925/FAX: 0185-74-5939	〒010-0511 男鹿市船川港船川字芦沢 140-1 (有)小野工業所 内 TEL: 0185-24-4515/FAX: 0185-23-2854 ono-k@ec3.technowave.ne.jp
	二ツ井 (土)12:00 1964年11月7日	やすい ひであき 安井 英章 あらや たけとし 荒谷 武寿	〒018-3102 能代市二ツ井町小繫字泉 20 (株)ヘルスセンターきみまち阪壺の座 内 TEL: 0185-73-3925/FAX: 0185-74-5939	〒018-3102 能代市二ツ井町小繫字泉 20 きみまち阪壺の座 内 TEL: 0185-73-3925/FAX: 0185-74-5939 r_ichinokura@ybb.ne.jp
	五城目 (木)12:30 1965年5月20日	はたさわ まさのぶ 畑澤 政信 やぎした しんぜん 八木下 真全	〒018-1706 南秋田郡五城目町字下町 248 グリーンロイヤル丸富 TEL: 018-852-2140/FAX: 018-852-4049	〒018-1705 南秋田郡五城目町字上町 83 今村龍雄 TEL: 018-852-2405 tatsu510me@sea.plala.or.jp
	潟上 (火)12:00 1968年5月18日	ささき とおる 佐々木 徹 みうら まさと 三浦 将人	〒018-1415 潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下 1-1 ブルーメッセあきた TEL: 018-855-5041/FAX: 018-855-5045	〒018-1415 潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下 1-1 昭和総合開発(株)ブルーメッセあきた 内 TEL: 018-855-5041/FAX: 018-855-5045 masa3no@hotmail.co.jp
	男鹿北 (火)19:00 1970年6月19日	こにし つかさ 小西 司 すがわら のぼる 菅原 昇	〒010-0687 男鹿市北浦湯本字草木原 50-1 セイコーランドホテル TEL: 0185-33-2131/FAX: 0185-33-3716	〒010-0687 男鹿市北浦湯本字草木原 50-1 セイコーランドホテル 内 TEL: 0185-33-2131/FAX: 0185-33-3716 info@oga-seiko.com
	山本 (水)12:30 1973年10月6日	しまだ ひろaki 嶋田 博朗 こだま たかひさ 児玉 高久	〒018-2303 山本郡三種町森岳字木戸沢 115-72 ホテル森山館 内 TEL: 0185-83-3300/FAX: 0185-85-2558	〒018-2303 山本郡三種町森岳字木戸沢 115-72 ホテル森山館 内 TEL: 0185-83-3300/FAX: 0185-83-2558 yamamoto2540jimu@yahoo.co.jp
能代白神 (木)12:30 1996年10月5日	おおた たかね 太田 たかね いわの けいこ 岩野 啓子	〒016-0891 能代市西通町 3-6 シャトー赤坂 TEL: 0185-54-3690/FAX: 0185-55-1623	〒018-2509 山本郡八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地 147-6 道のレストランはっぼう 内 TEL: 090-5350-4844 noshiro-shirakami-rotaryclub@1st-page.info	

2025-2026年度 RI第2540地区 ロータリークラブ名簿《中区(14)》

区分	ク ラ ブ 例 会 曜 日 創 立 年 月 日	会 長 事 幹 事	例 会 場 TEL ・ FAX	事 務 所 TEL ・ FAX ・ Email
秋 田 (7)	秋 田 (水)12:30 1952年10月28日	はせがわ まさひこ 長谷川 真彦 にしむら ゆきひこ 西村 幸彦	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル TEL:018-834-1141/FAX:018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル305-A TEL:018-836-3711/FAX:018-836-4040 akita-rc@sage.ocn.ne.jp
	秋田東 (月)12:30 1959年3月9日	ひろしま まさひこ 廣嶋 正彦 おばた こうすけ 小畑 宏介	〒010-8530 秋田市中通7丁目2-1 ホテルメトロポリタン秋田 TEL:018-831-2222/FAX:018-831-2290	〒010-8530 秋田市中通7丁目2-1 ホテルメトロポリタン秋田内 TEL:018-853-0137/FAX:018-853-0139 akita-e@helen.ocn.ne.jp
	秋田港 (金)12:30 1963年9月27日	すがや ひろし 菅谷 浩 こだま てつや 小玉 哲也	〒011-0945 秋田市土崎港西1-10-45 秋田ベイパラダイス TEL:018-816-0710/FAX:018-816-0715	〒011-0946 秋田市土崎港中央1-7-18 第7ポニーコーポ35号室 TEL:018-845-7152/FAX:018-853-6462 a-minato@sea.plala.or.jp
	秋田北 (火)12:30 1970年9月15日	さとう よしてる 佐藤 嘉晃 たくち ゆうや 田口 裕也	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル TEL:018-834-1141/FAX:018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル内 TEL:018-833-4147/FAX:018-831-7301 akita-n@lilac.plala.or.jp
	秋田南 (木)12:30 1980年3月8日	つかだ こうさい 塚田 貢才 すだ かな 須田 華奈	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル TEL:018-834-1141/FAX:018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル3F TEL:018-838-1764/FAX:018-838-1765 akitaminami198038@bz03.plala.or.jp
	秋田中央 (金)12:30 1991年7月13日	ささき とおる 佐々木 徹 かんだ のりゆき 神田 德行	〒010-8530 秋田市中通7丁目2-1 ホテルメトロポリタン秋田 TEL:018-831-2222/FAX:018-831-2290	〒010-8530 秋田市中通7丁目2-1 ホテルメトロポリタン秋田内 TEL:018-831-3331/FAX:018-831-3332 akitachuo@rio.odn.ne.jp
	秋田西 (火)12:30 最終週は休会 1996年6月11日	さいとう みつひろ 斉藤 光弘 やまうち たけし 山内 武	〒010-0001 秋田市中通6丁目1-13 パーティーギャラリーイヤタカ TEL:018-835-1188/FAX:018-835-1110	〒010-091 秋田市大町1丁目2-40 TEL:018-893-6426/FAX:018-893-6427 ri2540-akitawest@w4.dion.ne.jp
秋 田 (2)	秋田北ミモザロー タリー衛星クラブ 第2・4(水)13:00 2022年7月22日	さいとう みきこ 斎藤 三紀子 いとう れいこ 伊藤 礼子	〒011-0945 秋田市土崎港西1-10-45 秋田ベイパラダイス TEL:018-816-0710/FAX:018-816-0715	〒011-0945 秋田市土崎港西1-10-45 TEL:018-816-0710 yasuko@hinode-akita.com
	秋田ローター アクトクラブ 2019年12月19日	いいむれ さとみ 飯牟禮 叡美 さいが きよと 雑賀 清人	オンライン例会	〒010-0001 秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル305A TEL:018-836-3711/FAX:018-836-4040 akita-rc@sage.ocn.ne.jp
本 荘 ・ 由 利 (5)	本 荘 (金)12:30 1962年1月26日	おくやま しゅんじょう 奥山 俊 浄 すぎやま はじめ 杉山 肇	〒015-0817 由利本荘市中町16 小園旅館 TEL:0184-22-3333/FAX:0184-24-3773	〒015-0072 秋田県由利本荘市裏尾崎町 55番地4 株式会社スタキ商事 本荘パソコンスクール内 TEL:0184-44-8021/FAX:0184-44-8031 honjo.rotaryclub@gmail.com
	矢 島 (火)12:30 1966年9月25日	ふじわら かずのぶ 藤原 和信 おおい ひとし 大井 仁史	〒015-0403 由利本荘市矢島町館町25 矢島福祉会館 TEL:0184-56-2205	〒015-0417 由利本荘市矢島町元町字大川原 225 TEL:0184-55-2904/FAX:0184-55-2904 line_up_ksak@yahoo.co.jp
	象 潟 (木)12:30 1968年8月4日	さいとう すずむ 齋藤 進 くまがい あたる 熊谷 中	〒018-0121 にかほ市象潟町字大塩越 73-1 道の駅 ねむの丘 TEL:0184-32-5588/FAX:0184-32-5677	〒018-0122 にかほ市象潟町象潟島2 宗教法人 蛸満寺内 TEL:0184-43-3153/FAX:0184-74-9178 snow.kisakata.jimu@gmail.com
	本荘東 (月)12:30 1980年3月9日	いとう ひとし 伊藤 仁 いけだ としろう 池田 俊郎	〒015-0821 由利本荘市肴町5 ホテルアイリス TEL:0184-24-5115/FAX:0184-24-5120	〒015-0873 由利本荘市鶴沼87-4 (株)佐々木新聞店内 TEL:0184-24-4321/FAX:0184-44-8264 honjohigashi.rc@gmail.com
	本荘南 (木)12:30 1992年5月12日	しみず せいき 清水 世紀 きのうち たづこ 木内 多津子	〒015-0834 由利本荘市岩瀬下254 本荘グランドホテル TEL:0184-23-4545	〒015-0836 由利本荘市赤沼下207-5 木内様 方 TEL:080-1615-0945/FAX:0184-22-8404 rotary-honjo.south@outlook.jp

2025-2026年度 RI第2540地区 ロータリークラブ名簿《南区(13)》

区分	ク ラ ブ 例 会 曜 日 創 立 年 月 日	会 長 事 幹 事	例 会 場 TEL ・ FAX	事 務 所 TEL ・ FAX ・ Email
大 曲 ・ 仙 北 6	大 曲 (火)12:30 月最終 18:00 1959年2月24日	いとう としや 伊藤 俊也 おだじま まこと 小田島 誠	〒014-0051 大仙市大曲浜町7-39 グランドパレス川端 TEL: 0187-62-0354/FAX: 0187-63-0354	〒019-1234 美郷町飯詰字北中島46-5 (株)小田嶋工務店 内 TEL: 0187-82-1314/FAX: 0187-82-1660 rc-omagari@bz04.plala.or.jp
	角 館 (水)12:30 月最終 18:00 1959年5月10日	みやした しんじ 宮下 進司 さとう たけし 佐藤 健	〒014-0351 仙北市角館町古城山18-12 グランドールガーデン TEL: 0187-55-2600/FAX: 0187-55-2662	〒014-0351 仙北市角館町古城山18-12 グランドールガーデン 内 TEL: 0187-55-2600/FAX: 0187-55-2662 info@grandeaille-g.jp
	大曲南 (木)12:30 月最終 18:00 1966年12月6日	ひきの のりゆき 挽野 実之 さとう けいじ 佐藤 圭司	〒014-0015 大仙市大曲白金町8-17 大曲エンパイヤホテル TEL: 0187-63-1131/FAX: 0187-63-1541	〒014-0015 大仙市大曲白金町8-17 大曲エンパイヤホテル 内 TEL: 0187-63-1131/FAX: 0187-63-1541 empire@gamma.ocn.ne.jp
	大曲中央 (水)12:30 月3回 月最終 18:00 1989年8月20日	きかわ そう 吉川 壮 しぶや ともゆき 渋谷 智之	〒014-0051 大仙市大曲浜町7-39 グランドパレス川端 TEL: 0187-62-0354/FAX: 0187-63-0354	〒014-0054 大仙市大曲金谷町16-6 高橋絢子内 TEL: 0187-62-4144/FAX: 0187-62-4144 ako-kyoku-2039@abelia.ocn.ne.jp
	田沢湖 第1・第3 (木)18:30 1993年6月27日	おおかわ としお 大河 敏夫 おだしま ひろひと 小田島 広仁	〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字水尻79 割烹 桃屋 TEL&FAX: 0187-43-0031	〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字水尻79 割烹 桃屋 内 TEL: 0187-43-0031/FAX: 0187-43-0031
	大曲仙北 (月)12:30 第3のみ 18:30 1993年8月22日	いずみや しょういち 泉谷 昭一 たくち けんじゅ 田口 憲寿	〒014-0027 大仙市大曲通町8-15 大曲ブラザ たつみ TEL: 0187-63-0537/FAX: 0187-63-0660	〒014-0027 大仙市大曲通町8-15 大曲ブラザ たつみ 内 TEL: 0187-63-0537/FAX: 0187-63-0660
横 手 ・ 湯 沢 7	湯 沢 (木)12:30 1957年2月14日	しばた なおと 柴田 直人 たかはし ともひと 高橋 伴仁	〒012-0845 湯沢市材木町1-1-1 湯沢グランドホテル TEL: 0183-72-3030/FAX: 0183-72-3080	〒012-0845 湯沢市材木町1-1-57 TEL: 0183-56-8150/FAX: 0183-56-8151 yuzawa-rc@bloom.ocn.ne.jp
	横 手 (水)12:30 1957年12月17日	いとう ひでき 伊藤 英樹 おぼら つねひこ 小原 恒彦	〒013-0036 横手市駅前町7-7 横手駅前温泉ゆうゆうブラザ TEL: 0182-32-7777/FAX: 0182-32-0900	〒013-0032 横手市清川町10-4 鶴田印刷(株) 内 TEL: 0182-32-2124/FAX: 0182-32-7697 yokoterc@click-hit.com
	横手南 (火)12:30 1965年6月1日	おほら あきら 小原 朗 しみず ひろたか 清水 宏隆	〒013-0035 横手市平和町4-2 (株)松與会館 TEL: 0182-32-2101/FAX: 0182-32-2104	〒013-0035 横手市平和町4-2 (株)松與会館 TEL: 0182-32-2101/FAX: 0182-32-2104 yokoteminamire@gmail.com
	西馬音内 (水)12:30 1966年1月27日	しばた ともゆき 柴田 知之 おの じんべい 小野 人平	〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野11-15 割烹 丸二 TEL: 0183-62-1223	〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字裏町71 NPO法人みらいの学校内 TEL: 0183-56-7192/FAX: 0183-56-7150 nishimonai.rotary@gmail.com
	湯沢南 (火)12:30 1966年5月14日	つちだ よしひろ 土田 欣洋 たけいし けんたろう 武石 賢太郎	〒012-0844 湯沢市田町2-2-38 湯沢ロイヤルホテル TEL: 0183-72-2131/FAX: 0183-72-2137	〒012-0845 湯沢市田町2-2-38 湯沢ロイヤルホテル 内 TEL: 0183-72-2131/FAX: 0183-72-2137 yuzawaminam@gmail.com
	稲 川 (月)12:15 1981年2月22日	さとう しょういち 佐藤 祥一 さいとう としのり 齋藤 俊則	〒012-0106 湯沢市三梨町字烏帽子橋6 (有)小松谷会館 TEL: 0183-42-4911/FAX: 0183-42-4194	〒012-0105 湯沢市川連町字道上72-1 (株)マイテック TEL: 0183-78-5555/FAX: 0183-78-5556 mytec@h2.dion.ne.jp
横手東 (木)12:30 1986年6月21日	ほそや のぼる 細谷 昇 おくやま こうじ 奥山 幸司	〒013-0036 横手市駅前町6-33 よこてシャイニーパレス TEL: 0182-32-4141	〒013-0821 横手市上境字館16 TEL&FAX: 0182-36-1388 yokoteerc@gmail.com	

2025-2026年度 衛星クラブ

(2025年7月現在)

名称	スポンサーRC	設立年月日	事務所住所
秋田北ミモザ ロータリー衛星クラブ	秋田北 RC	2022年 7月22日	〒010-0945 秋田市土崎港西 1-10-45 TEL:018-816-0710

2025-2026年度 ローターアクトクラブ(RAC)

(2025年7月現在)

名称	スポンサーRC	設立年月日	事務所住所
秋田ローターアクト クラブ	秋田 RC	2019年 12月19日	〒010-0001 秋田市中通 1 丁目 3-5 秋田キャッスルホテル 305A

2025-2026年度 インターアクトクラブ(IAC)一覧

(2025年7月現在)

名称	スポンサーRC	創立年月日	事務所住所
平成高等学校	横手 RC	1967年 12月7日	〒013-0101 横手市平鹿町上吉田字角掛 60
角館高等学校	角館 RC	1978年 6月16日	〒014-0355 仙北市角館町細越 37
秋田令和高等学校	秋田 RC	1978年 7月26日	〒010-0877 秋田市千秋矢留町 4-17
大館国際情報学院高等学校	大館・大館北 大館南・大館中央	2005年 6月6日	〒017-0052 大館市松木字大上 25-1
五城目高等学校	五城目 RC	2010年 4月10日	〒018-1732 南秋田郡五城目町大川西野字田屋下 100
西仙北高等学校	大曲 RC	2022年 11月7日	〒019-2112 大仙市刈和野字北ノ沢嶋山 5-1

(財)ロータリー米山記念奨学会
第2540地区 2025学年度 奨学生名簿

大学名	専攻	氏名	国籍	世話クラブ
国際教養大学	発信力実践領域	林 思瑜(リン シュ)	中国	秋田北
国際教養大学	英語教育実践領域	シュー, クイーナ	米国	秋田東
秋田大学	数理・電気電子情報	孫 瀚林(ソン カンリン)	中国	秋田
国際教養大学	英語教育実践領域	凌 穎瑤(リン ウィン イェウ)	中国	秋田中央
国際教養大学	発信力実践領域	ピュー タン カン	ミャンマー	秋田西
秋田大学	物質科学	チャン タン ルック	ベトナム	大曲
秋田大学	数理・電気電子情報	蘭 甜嘉(ラン テンカ)	中国	秋田西
秋田大学	システムデザイン工	レ バン トウン	ベトナム	秋田南
秋田大学	物質科学	タ ティ フォン	ベトナム	潟上

姉妹・友好クラブ締結 一覧

○姉妹クラブ

クラブ名	姉妹クラブ名	国または県	地区番号
花 輪	秋田西	秋 田	2540
大 館 南	上市	富 山	2610
大 館 南	和光	埼 玉	2570
潟 上	宜蘭	台 湾	3490
秋 田	台北大同	台 湾	3480
秋 田	Nkwazi (ンクワジ)	ザンビア	9210
角 館	大村	長 崎	2740

○友好クラブ

クラブ名	友好クラブ名	国または県	地区番号
大 館	常陸太田	茨 城	2820
花 輪	千葉西	千 葉	2790
大 館 北	弘前	青 森	2830
十 和 田 秋 田	黒石	青 森	2830
能 代	八戸	青 森	2830
男 鹿	浦和北東	埼 玉	2770
潟 上	本荘東	秋 田	2540
本 荘	横浜北	神 奈 川	2590
矢 島	高松西	香 川	2670
本 荘 東	宜蘭東	台 湾	3490
本 荘 東	潟上	秋 田	2540
本 荘 東	本庄	埼 玉	2570
横 手	八戸	青 森	2830
横 手 南	春日部	埼 玉	2770
横 手 南	台北華陽	台 湾	3520

国際ロータリー関係及び地区への送金先

項目	金額	基準日	納付期限	報告先	送金先
※人頭分担金	半期 41ドル×7月1日会員数	7月1日	クラブ 請求書から 120日以内	国際ロータリー 日本事務局 経理室	三井住友銀行 新宿通支店 (普) 6733244 国際ロータリー 日本事務局 (ロータリーカード、 又はその他クレジット カードでの支払いも可能)
	半期 41ドル×1月1日会員数	1月1日			
※比例人頭分担金 (毎月2日以降入会者)	[41÷6×在籍月数]ドル ※請求書通りお支払い下さい	入会翌月 より起算			
Rotary誌 (旧The Rotarian誌) 購読料(購入希望者のみ)	半期18ドル(冊子版) 年間18ドル(電子版)	7月1日 1月1日			
※規定審議会の為の 追加人頭分金	1,000ドル×7月1日会員数 上期のみ	7月1日			
※ロータリーアクトクラブの人頭分金 2025年1月頃予定 年間 大学基盤：5ドル 地域社会基盤：8ドル					
ロータリー財団への 寄付	寄付者：個人/法人/クラブ/地区 寄付分類：年次基金(シェア) ポリオプラス 恒久基金(シェア) 補助金(補助金番号) その他 (※個人および法人からの寄付は税制上の優遇措置の対象)			同 経理室 kifu@rotary.org	三井住友銀行赤羽支店 (普) 3978101 公益財団法人 ロータリー日本財団 (ロータリーカード、 又はその他クレジット カードでの支払いも可能)
公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会	(普通寄付) ※半期ずつ クラブで決定した金額 ×会員数 (特別寄付) 表彰金額 準米山功労者 3万円以上 10万円未満 米山功労者 10万円以上 準米山功労法人 5万円以上 50万円未満 米山功労法人 50万円以上 100万円未満 米山特別功労法人 100万円以上	7月1日 1月1日	7月31日 1月31日 随 時	ロータリー 米山記念奨学会	三井住友銀行京橋支店 (普) 0920373 (財) ロータリー 米山記念奨学会 (銀行振込のみ)
ロータリーの友 購読料	1人半期分×購買数 定価1,650円(税・送料込) 1部 定価275円 同上	7月1日 1月1日	請求書 受領後 速やかに	一般社団法人 ロータリーの友 事務所	三井住友銀行浜松町支店 (普) 7450015 一般社団法人ロータリーの 友事務所(銀行振込のみ)
地区資金 (衛星クラブ会員は半額に する)	上期 ¥11,000×7月1日会員数 下期 ¥11,000×1月1日会員数	7月1日 1月1日	請求書 受領後 速やかに	RI第2540地区 ガバナー事務所	秋田銀行 本荘支店 (普) 1154812 RI第2540地区ガバナー事務 所
国際奉仕 プロジェクト基金 (旧：WCS・アジア献金)	上期 下期		12月22日 6月末	RI第2540地区 ガバナー事務所	秋田銀行 本荘支店 (普) 1154821 RI第2540地区ガバナー事務 所

国際ロータリー関係 諸事報告先

報 告 事 項	基準日	報告期限	報 告 先
① 会員リストの更新 (新会員・退会会員・会員の住所変更)	7月1日 1月1日	会員の入退会日、 及び変更日から 30日以内。 且つ上期・下期の 境目を越えない事	1) 「My Rotary」の会員アクセスを 通じて会員情報の更新 2) ガバナー事務所 (月信掲載用)
② クラブ出席報告	月末	翌月15日 必着	ガバナー事務所
③ クラブ目標設定 1. クラブ 2. 奉仕 3. 財団への寄付		5月1日	「My Rotary」のロータリークラブ・ セントラルから入力
④ 充填・未充填職業分類表		G公式訪問 まで	ガバナー事務所
⑤ 地区資金納入		請求書受領後 速やかに	ガバナー事務所
⑥ 国際奉仕プロジェクト基金納入明細		12月20日 6月25日	ガバナー事務所
⑦ *事務所・例会(日時・場所)の変更 *会長・幹事・クラブ役員の変更 *会員の訃報 *新RC, IA・RAの誕生		その都度	1) 「My Rotary」の会員アクセスを 通じてRIへ報告 2) ガバナー事務所 (月信掲載用) 3) ロータリーの友事務所
⑧ チャーター伝達式の日時・場所等		その都度	ロータリーの友事務所
⑨ ロータリー財団に関する文書及び 問い合わせ (PHF、奨学生、財団プログラム関係を含む)		その都度	RI 日本事務局 財団室
⑩ R. I. 文献申し込み		その都度	RI 日本事務局 業務推進・IT室
⑪ 公式名簿への記載情報 (次年度クラブ役員・事務局員)		2月1日	「My Rotary」の会員アクセスを通じて オンライン登録
⑫ 次年度クラブ会長・幹事・事務局報告		2月	1) 次期ガバナーへ提出 2) 写しをクラブで保管
⑬ 地区大会・地区決議会における 選挙人の信任状 (会員数25名毎に1名、その端数が13 名以上の場合はさらに1名の選挙人を選 ぶ事ができます。)	直前の 半期報告	登録時まで	1) ガバナー事務所または ガバナーエレクト事務所 2) 写しをクラブで保管 ※信任状用紙は大会事務局より送付
⑭ 国際大会代議員信任状証明書 (会員50名ごとに投票代議員1名、端数が 26名以上の場合、さらに1名の追加代議員を 送る事ができます。)	1月	3月	国際大会出席者または ガバナー、ガバナーエレクト ◎会長、幹事が署名(ローマ字) <u>※信任状証明用紙はRI世界本部より 会長・幹事・事務局員の個人メールアドレス宛てに送付</u> 郵送の場合あり

国際ロータリー関係の連絡先

名 称	住 所・電 話・FAX・E-mail
国際ロータリー (RI) 世界本部	ROTARY INTERNATIONAL One Rotary Center 1560 Sherman Ave Evanston, IL 60201-3698 U. S. A. TEL : 米国 (1) -847-866-3000
国際ロータリー 日本事務局	〒108-0073 東京都港区三田1丁目4-28 三田国際ビル 24F FAX(共通) : 03-5439-0405
クラブ・地区支援室 クラブ関係	TEL : 03-5439-5800 / E-mail : rijapan@rotary.org
財団室 ロータリー財団関係	TEL : 03-5439-5805 / E-mail : rijpntrf@rotary.org
経理室 経理関係 その他	TEL : 03-5439-5803 / E-mail : rijpnfs@rotary.org
業務推進・IT室 文献・資料注文	TEL : 03-5439-5802 / E-mail : rijpnpi@rotary.org
ガバナー会	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4F TEL : 03-3433-6497 / FAX : 03-3433-7395 E-mail : govkai@orange.ocn.ne.jp
ロータリー文庫	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル3F TEL : 03-3433-6456 / FAX : 03-3459-7506 E-mail : rotary-bunko@msj.biglobe.ne.jp
公益財団法人 ロータリー 米山記念奨学会	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル3F TEL : 03-3434-8681 / FAX : 03-3578-8281 E-mail : mail@rotary-yoneyama.or.jp
一般社団法人 ロータリーの友 事務所	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4F TEL : 03-3436-6651 / FAX : 03-3436-5956 E-mail : hensyu@rotary-no-tomo.jp ホームページ https://www.rotary-no-tomo.jp
ロータリー・リーダ ーシップ研究会 (RLI) 日本支部事務局	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビルF 国際ロータリー第2750地区事務所内 E-mail : Rlijapan.mainoffice@gmail.com

国際ロータリー第2540地区 地区規定

ロータリー地区の活動ならびにその組織は、ロータリークラブを支援し、その取り組みをさらに高めることを唯一の目的とする（ロータリー章典17.010.1.）。

<u>諮問委員会規定</u>	24
<u>指名委員会規定</u>	25
<u>国際ロータリー第2540地区ガバナー候補者選出手順</u>	27
<u>国際奉仕プロジェクト基金の運営規定</u>	30
<u>災害時対応基金の運営規定</u>	31
<u>地区資金規定</u>	32
<u>地区資金運営要項</u>	35
<u>地区会合旅費負担 一覧表</u>	37
<u>国際ロータリー第2540地区危機管理総則</u>	40
<u>国際ロータリー第2540地区危機管理委員会規定</u>	41
<u>地区表彰実施要項</u>	45
<u>ガバナー・パストガバナー・ガバナーエレクト・ガバナーノミニ 職務分担表</u>	48

諮問委員会規定

(名称および目的)

第1条 国際ロータリーの方針に基づき、ガバナーの地区管理運営を円滑にし、ガバナーを援助するための機関として、国際ロータリー第2540地区諮問委員会（以下、「諮問委員会」）を設置する。

(構成)

第2条 1. 諮問委員会は、第2540地区のPastorガバナー全員およびガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーをもって構成する。但し、ガバナーエレクト及びガバナーノミニー、ノミニーデジグネートは、オブザーバーとして出席する。
2. ガバナーは必要に応じ本委員会に、現・次期ガバナー事務所関係者（ガバナー補佐・財務委員長・会計長・地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員）をオブザーバーとして出席させることができる。

(任務)

第3条 諮問委員会は、ガバナーから諮問された地区の管理、運営上の重要事項について、その豊富な経験により、ガバナーに助言し援助するものとするが、その助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない。

(会議)

第4条 諮問委員会の招集はガバナーが行い、議長を務める。定例委員会は少なくとも年2回開催する。ただし、ガバナーは必要に応じ臨時に委員会を開催することが出来る。欠席のPastorガバナーは書面において意見を述べる事が出来る。

(改廃)

第5条 本規定の改廃は、ガバナーが諮問委員会に諮問のうえ決定し、地区大会、地区研修・協議会、又はクラブ会長エレクト研修セミナーにおいて、報告する。

(附則)

1. この規定は、2016年3月5日より施行する。
2. この規定は、2016年7月1日より改定施行する。
3. この規定は、2019年11月10日より改訂施行する。

指名委員会規定

1. 指名委員会の構成

定数を5名とし、直近の地区内パストガバナー5名をもって構成するものとする。
委員長は直前ガバナーとする。

2. ガバナーノミニーの選出

- (1) 当地区は、ガバナー候補者選出規定に基づき、地区大会においてその手続を指名委員会に委託された場合、その選出を当指名委員会において決定する。又、それ以降の年度も、変更提案がなされない限りはこの指名委員会制度を継続するものとする。なお、任期途中の指名委員の欠員の補充については残りの委員によって後任者が任命されるものとする。
- (2) 当地区はガバナーノミニーをRI細則12.010に基づき、ガバナーとして就任する日の直前24ヶ月以上36ヶ月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書を担い、ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナーノミニーの肩書きを担うものとする。尚、その手続きは、RI細則12.030.1による他、以下(3)(4)の通りとする。
- (3) 指名委員会によるガバナーノミニーの選出要領
 - ①当委員会は、RI細則16.010・16.020による必要条件を満たすものかどうか審査する。
 - ②RI細則12.030.3により、クラブからの推薦のあった候補者及びその他の最適任の候補者に関して、ガバナー候補者選出手順に基づき、指名委員会を開き決定する。
- (4) ガバナーノミニーの報告
指名委員会は候補者決定後速やかにガバナーにその氏名・履歴書・所属クラブ名を報告するものとする。

3. 副ガバナーの選出

指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した1名のパストガバナーを、選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出することができる。決定後、速やかに諮問委員会に報告して、所属クラブにも報告する。

4. 審議会代表議員及び補欠議員の選出

審議会代表議員及び補欠議員の選出は、RI細則9.050に基づき指名委員会の手続きによって、規定審議会の開かれる2年前の年度に実施され、地区年次大会の前に完了し、年次大会において公表する。

この手続きはRI細則12.030に定める地区ガバナー指名委員会手続きに準拠するものとする。

RI細則9.050により、代表議員・補欠議員の選出は、審議会開催の2年前のロータリー年度に選出し、直ちに、ガバナーが事務総長に報告するものとする。

代表議員の任期はRI細則9.040により選出された年度の翌年度の7月1日に始まり、3年間、または、後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

代表議員及び補欠議員は審議会年度の指名委員長（直前年度）を除き、前年度・前前年度・前

前々年度のカバナー経験者より代表議員と補欠議員を選出するものとする。

代表議員が辞任した場合、補欠議員がその役割を務めるが、補欠議員がその役割を務められない場合、現職のカバナーが、新しい代表議員を指名しRIに報告する。

(附 則)

1. この規定は、1995年10月8日より施行する。
2. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2017年1月1日より改正施行する。
5. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2019年1月1日より改正施行する。
7. この規定は、2019年11月10日より改正施行する。
8. この規定は、2022年7月1日より改正施行する。

国際ロータリー第2540地区ガバナー候補者選出手順

(適用)

第1条 本規定は、本地区のガバナー候補者の選出にあたり、地区大会においてその手続を指名委員会に委託された場合に適用するものである。なお、それ以降の年度も、変更提案がなされない限りはこの指名委員会制度を継続するものとする。

(資格)

第2条 ガバナー候補者は、下記の資格要件を充足するものでなくてはならない。

【資格RI細則・16.010及び16.020】

- (イ) 瑕疵なきロータリアン
- (ロ) 完全に会員資格を有する者
- (ハ) クラブの元会長であること
- (ニ) ガバナーの任務を遂行できる能力
- (ホ) 通算7年以上の会員であること
- (ヘ) クラブの推薦をうけた者

(探査)

第3条 ガバナー候補者探査の全責任は、指名委員会がこれを負うものであり、常に最上の候補者発掘に努力しなければならないが、関係者の協力も不可欠である。

- (1) クラブ会長はもとより地区役員及び元地区役員は、平素から最上の候補者に関する情報の収集に努め、有力候補者を指名委員会に通報するものとする。
- (2) 候補者探査と推薦要請の対象は地区全域とする。

(ガバナー候補者の推薦)

第4条 新年度に移行後、ガバナーは全クラブに対しガバナー候補者の推薦を要請する。指名委員会において有力候補者とされたロータリアンをクラブにおいて推薦するように要請も行う。(提出締切日の少なくとも2ヶ月前)

(推薦の無い場合)

第5条 ガバナー候補者が、提出締切日までに推薦されなかった場合は、ガバナーは指名委員長に連絡し、指名委員会は地区を3地区に分け、中区(秋田・本荘由利)、北区(大館鹿角・能代男鹿)、南区(大曲仙北・横手湯沢)の順序に担当するよう要請し再推薦が行われるように努めるものとする。

(審査)

第6条 クラブにおいてガバナー候補者が推薦された場合、ガバナーは、指名委員長に連絡をし、指名委員会を開くものとする。

指名委員会は候補者を審査し、ガバナーに指名委員会閉会后24時間以内に候補者の決定を連絡する。

(公表)

第7条 ガバナーはすべての候補者に決定を通知する。又、ガバナーは、選出された人を指名委員会公表後72時間以内に地区内クラブに公表する。

(対抗候補者)

第8条 指名委員会の決定により、ガバナーは対抗候補者が受理される期限（クラブへの公表から14日以内）を連絡する。

なお、対抗候補者とは、第四条においてクラブより推薦を受け、締め切り日までにガバナーへ推薦状の提出をされたものである。

(対抗候補者への同意)

第9条 対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知し、ガバナーが、定める日までにこの対抗に同意するかどうかをクラブに尋ねるものとする。対抗候補者に同意するクラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなくてはならない。

地区内の設立から1年を経過している少なくとも他の10のクラブ、もしくは年度初めにおけるクラブ総数の20%のうちいずれかから支持を得る必要がある。多多数の同意を得た対抗候補者のみが有効とみなされる。

(対抗候補者がいない場合)

第10条 定められた期限までにそのような対抗候補者の同意指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミネーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなくてはならない。

(対抗候補者の指名)

第11条 定められた期限までに対抗候補者の同意指名を地区内のクラブからガバナーが受け取ったとき、ガバナーは期限から7日以内にクラブに有効な対抗候補者がいることを通知するものとする。

この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。ガバナーは、ロータリー章典第17.040.4項で定められる通りに投票資格のある票数を投票の少なくとも15日前に各クラブに通知する。

(対抗候補者の指名が有効でない場合)

第12条 上述の15日を経過したときに、対抗候補者の指名が全部効力を失っていたならば、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミネーと宣言し、15日以内にこのノミネーを地区内全クラブに通達しなければならない。

(郵便投票による選出)

第13条 郵便投票による選出の場合は以下の通りとする。

- ① ガバナーは、投票委員会の委員による署名が入った投票用紙1枚を各クラブに送付する。クラブの票数は、RI細則第15.050.1項で定められており、7月1日時点でのクラブ請求書に基づいている。
- ② 投票の締切日は、投票用紙が送付されてから15日以上30日以内。
- ③ 投票用紙の集計と有効性の確認を行う場所、日付、時間についてガバナーが告知し、この任務を行う3名の委員からなる委員会を決定する。
- ④ 投票委員会は、候補者またはその代理人の立ち合いのもと、3名からなる投票委員会が投票の有効性を確認し、投票を集計し、各候補者の得票数を含む投票結果を速やかにガバナーに報告する。
- ⑤ ガバナーが選出結果を候補者と全クラブに通知し、過半数の票を得た候補者をガバナーノミニー・デジグネートとして宣言する。
- ⑥ 投票委員会は、クラブ代表者がいつでも投票を点検できるようにしておく。15日間の確認期間が経過したら、投票用紙を破棄する。(ただし、選挙への不服申し立てがあった場合を除く)

(地区大会での選出)

第14条 地区大会において選出する場合は以下の通りとする。

- ① 上記①と同じ
- ② クラブにつき投票者1名が地区大会で投票する。
- ③ 候補者またはその代理人の立ち合いのもと、3名から成る投票委員会が投票の有効性を確認し、別の手続きを経て投票を集計する。投票委員会が、各候補者の得票数を含む投票結果を速やかにガバナーに報告する。
- ④ 上記⑤～⑥の通りとする。

(地区への報告)

第15条 ガバナーは、結果を宣言してから10日以内に、ガバナーノミニー・デジグネート書式を国際ロータリー日本事務局 クラブ・地区支援室に提出することで、ガバナーノミニー・デジグネートの氏名を証明する。

(附 則)

1. この規定は、2019年11月10日より施行する。

国際奉仕プロジェクト基金の運営規定

第1条（総 則）

『国際奉仕プロジェクト基金』は本規定に基づいて管理運営する。

この基金は『WCS・アジア基金』を引き継ぐものである。

第2条（基金の用途）

基金は次の奉仕活動に使用できる。

- (1) 国際奉仕・国際青少年奉仕等プロジェクト
- (2) 国外の災害援助

原則として、奉仕活動に必要な費用の全額を負担するものではなく、助成金として一部を負担するものとする。

第3条（決定機関）

基金の使用を希望する地区内クラブおよび地区役員からの提案を諮問委員会で検討し、ガバナーが決定する。但し、災害など緊急を要す支援要請にはガバナーが決定し、後日諮問委員会で報告する。

第4条（募金方法）

原則として、地区内クラブ毎に献金缶により募金する。

第5条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問のうえ、地区大会、又は地区協議会において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得た上で行う。

（附 則）

1. この規定は、2014年7月1日より施行する。
2. この規定は、2014年9月27日より改正施行する。
3. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
4. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2020年5月31日より改正施行する。

災害時対応基金の運営規定

第1条（総 則）

「災害時対応基金」は本規定に基づいて管理運営する。

今回地区繰越金から500万円を支出し、当該基金をつくるものとする。

第2条（基金の用途）

基金は、次の場合に使用できる

- (1) 第2540地区の災害援助
- (2) 国内他地区の災害援助

第3条（決定機関）

- (1) 基金の使用を希望する地区内クラブ及び地区役員からの提案を諮問委員会において検討し、ガバナーが決定する。
- (2) 地区外のクラブ・地区に対しての災害援助は、ガバナー会の要請や、ガバナーが災害援助を必要と認めたとき、諮問委員会に諮り決定する。
但し、緊急を要する支援要請には、ガバナーが決定し、後日諮問委員会に報告する。

第4条（運営方法）

当該基金から災害要請に上記の方法をもって支出し、その後、ガバナーは、各クラブに災害募金として要請し集める。

または一般会計に余剰が出た場合、一般会計から繰り入れる。

出来るだけ1回ごとの募金要請が望ましいが、災害が頻繁におきたときなどにおいては、まとめて要請することも出来る。又は、年度末前に一括して募金要請することもできるものとする。

第5条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問の上、地区大会、又は地区協議会において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得たうえで行う。

（附 則）

1. この規定は、2020年5月31日より施行する。
2. この規定は、2021年5月31日より施行する。

地区資金規定

第1条（総 則）

国際ロータリー第2540地区資金は本規定に基づいて管理運営する。
本規定にない事項は国際ロータリー細則第15条060（地区の財務）に準拠する。

第2条（会計年度）

地区資金の会計年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。
尚、翌年7月1日から9月30日までを精算期間とし、この間の経費は当該年度に含むものとする。

第3条（地区財務委員会）

地区ガバナーは地区資金運営管理のため地区財務委員を任命する。
地区財務委員は4名とし、現任地区財務委員を委員長とし、前期及び次期財務委員、現任地区会計長で構成する。

第4条（地区財務委員会の任務）

- (1) 地区財務委員会は、地区で取り扱う資金全ての管理・監督を任務とする。
- (2) 次期地区財務委員会は次期ガバナーが地区管理に必要な経費を調査研究して「地区資金収支予算書」を作成し、会員一人当たりの地区運営負担額を算出する。衛星クラブの会員の地区運営負担金は地区運営負担額のその他のクラブの負担額の半額とする。
- (3) 前項により算出された会員一人当たりの地区運営負担額の決定及び変更は、地区研修・協議会又は会長エレクト研修セミナー（PETS）に出席した次期クラブ会長又は会長エレクトの指名した代理人の4分の3以上の承認、又は地区大会に出席し投票する選挙人の過半数の承認を必要とする。
- (4) 委員長はガバナーの命に基づき、前項により決定された負担額の納入を管理する。
- (5) 委員長は当該年度が終了後、3か月以内に監査委員会の監査を受け「地区資金決算書」を作成し、当該年度ガバナーの承認を得てその結果を各クラブに報告する。
- (6) 地区運営資金等の決算に係る資料は、ガバナー事務所の運営を担当したホストクラブが決算後5年間保管するものとする。
- (7) 「地区資金決算書」は地区大会で討議し、採決には出席した選挙人の4分の3以上の承諾を必要とする。

第5条（地区会計長）

ガバナーは地区資金の保管、及び出納管理のため地区会計長を任命する。
地区会計長は本規定に定められた資金のほか、地区で取り扱う資金全ての保管出納の任に当たる。
地区会計長は毎月末、地区財務委員会に支払い明細書を提出する。

第6条（地区資金の払い込み）

- (1) 地区財務委員長は決定された負担額を、各期首各クラブに会員数並びに振り込み銀行を明示して請求する。

- (2) 各クラブは毎年7月1日及び1月1日現在の会員数（名誉会員は除く）により請求された負担額をその月中に地区財務委員長の指定する銀行に振り込まなければならない。
- (3) 新設クラブは国際ロータリー加盟承認の翌月より月割りで負担する。

第7条（地区資金と収支報告）

- (1) 地区資金の支出は、地区委員会の活動計画表に基づき地区委員会の請求書（後日領収書を提出）又は領収書の提出により、地区会計がガバナーの決裁を経てその都度支払うものとする。
- (2) 各委員長は地区資金の交付を受けて活動する場合、年度終了後2ヶ月以内にその活動の項目と収支の明細を当該年度ガバナーに報告しなければならない。
- (3) 上記は地区資金の他、国際奉仕プロジェクト基金等、すべての資金に適用する。
- (4) その他活動計画外の資金は、予めガバナーの承認を得た上で支出する。

第8条（地区資金の用途）

地区資金は次の費用に使用する。その限度額は「地区資金運営要項」に定め、各種事情による差額についてはガバナーが勘案する。

- 【1】地区運営費
- 【2】ガバナー会運営協力金
- 【3】ロータリー文庫運営協力金
- 【4】ガバナーエレクト事務所助成金
- 【5】ガバナーノミニー活動助成金
- 【6】その他ガバナーが必要と認めた資金

第9条（地区運営費）

地区運営費は次の項目に要する費用とする。

- (1) ホストクラブに対する助成金
- (2) ガバナー補佐活動助成金
- (3) ガバナーエレクト活動助成金
- (4) 国内交通費・宿泊費・登録料助成金
- (5) ガバナー関係諸費助成金
- (6) 国際大会地区代表出席者助成金
- (7) 規定審議会地区代表出席者助成金
- (8) 国際協議会出席助成金
- (9) 表彰費

第10条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問のうえ、地区大会又は地区協議会において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得た上で行う。

(附 則)

1. この規定は、1995年7月1日より施行する。
2. この規定は、1997年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、1998年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2007年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2008年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2013年7月1日より改正施行する。
8. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
9. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
10. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
11. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
12. この規定は、2019年1月1日より改正施行する。
14. この規定は、2022年11月12日より施行する。
15. この規定は、2023年10月21日より施行する。

地区資金運営要項

【1】地区資金規定第9条の地区運営費の額は次の通りとする。

(1) ホストクラブに対する助成金

A. 地区大会	400万円以内
B. 地区チーム研修セミナー	20万円以内
C. 会長エレクト研修セミナー (PETS)	40万円以内
D. 地区研修・協議会	50万円以内
E. インターシティ・ミーティング (I・M)	30万円以内
F. ガバナーエレクト壮行会	20万円以内
G. 地区会員増強セミナー (合同セミナー)	10万円以内

(2) ガバナー補佐活動助成金…………… 60万円以内

(3) ガバナーエレクト活動助成金 …………… 100万円以内
(GETS、ロータリー研究会、地区内外における交通費・宿泊費・登録料を含む)

(4) 国内交通費・宿泊費・登録料助成金

地区役員等がガバナーの指示のもとに出席する地区外の会議のための特急料金を含むJR並びに各航空会社等の交通費ならびに宿泊費・登録料は、原則として実費を助成する。

ガバナーが必要と認め、ロータリー研究会に出席するパストガバナーには登録料を助成する。

ロータリー研究会出席義務者には交通費・宿泊費・登録料を助成する。地区内の交通費・宿泊費・登録料・懇親会費等は地区内会合旅費負担一覧表に基づきガバナーが決定する。

但し状況により助成しないこともある。

宿泊費は次の通りとする。

地区外 …… 1泊 20,000円以内の実費 ・ 地区内 …… 1泊 10,000円以内の実費

但し、交通費・宿泊費とも各種事情による差額についてはガバナーに一任する。

(5) ガバナー関係諸費助成金

A. ガバナー活動助成金	250万円以内
B. ガバナー事務所助成金	400万円以内
C. 国際協議会に出席するガバナーエレクト餞別	20万円以内
D. ガバナー離任時の記念品代	20万円以内
E. 前年度承認されたクラブの認証状伝達式に出席する直前ガバナー 並びに当該年度のガバナーの交通費・宿泊費	実費

(6) 国際大会地区代表出席者助成金 …………… 100万円以内

国際大会に出席するガバナー及びガバナーエレクトの交通費・宿泊費・登録料については、各50万円を上限として実費を助成する。

- (7) 規定審議会地区代表出席者助成金 …………… 45万円以内
交通費・宿泊費の助成についてはガバナーが勘案する。
- (8) 国際協議会出席助成金 …………… 100万円以内
出席するガバナーエレクト夫婦の交通費・宿泊費については一人当たり50万円を上限として
その実費を助成する。
- (9) 表彰費 …………… 40万円以内
別に定める「地区表彰実施要項」による。(但し、状況により支出しないこともある)

【2】 ガバナー会運営協力金 …………… 200円の人頭割りとする。

【3】 ロータリー文庫運営協力金 …………… 300円の人頭割りとする。

【4】 ガバナーエレクト事務所助成金 …………… 310万円以内

【5】 ガバナーノミニー活動助成金 …………… ガバナーが必要と認めた場合助成する。

【6】 ガバナーデジグネイト活動助成金 …………… ガバナーが必要と認めた場合助成する。

【7】 その他ガバナーが必要と認めた資金 …………… ガバナーが必要と認めた場合助成する。

(附 則)

1. この規定は、1995年7月1日より施行する。
2. この規定は、1997年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、1998年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2012年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2013年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
8. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
9. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
10. この規定は、2022年7月1日より改正施行する。

地区会合旅費負担一覧表

1. 地区大会 (地区内のみ*合同大会の場合を除く)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
国際ロータリー会長夫妻	R・I	大会	大会	大会	
ガバナー夫妻・ガバナーエレクト夫妻	活動費	活動費	活動費	活動費	
バストガバナー夫妻・ガバナーノミニ夫妻	大会	大会	大会	クラブ	
ガバナー事務所関係者(※)	大会	大会	大会	クラブ	
リーダー・サブリーダー	大会	大会	大会	クラブ	
地区委員	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ	
ゲスト	大会	大会	大会	大会	
他 地区ガバナー・バストガバナー	本人	本人	本人	本人	
交換学生	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大会	大会	
財団奨学生	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大会	大会	
財団学友	本人	本人	大会	大会	
米山奨学生	世話クラブ	世話クラブ	大会	大会	
インターアクト	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大会	大会	
ローターアクト	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大会	大会	

2. 地区チーム研修セミナー

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
バストガバナー・ガバナーノミニ	セミナー		セミナー	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	セミナー		セミナー	クラブ	
リーダー・サブリーダー	セミナー		セミナー	クラブ	

3. 会長エレクト研修セミナー

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
バストガバナー・ガバナーノミニ	PETS		PETS	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	PETS		PETS	クラブ	
リーダー・サブリーダー	PETS		PETS	クラブ	

4. 地区研修・協議会

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
バストガバナー・ガバナーノミニ	協議会		協議会	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	協議会		協議会	クラブ	
リーダー・サブリーダー	協議会		協議会	クラブ	
地区委員	クラブ		クラブ	クラブ	
ゲスト	クラブ		協議会	協議会	

5. I・M (Intercity Meeting)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
バストガバナー・ガバナーノミニー	I・M		I・M	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	I・M		I・M	クラブ	
リーダー・サブリーダー・モデレーター	I・M		I・M	クラブ	

6. 地区会員増強セミナー(合同セミナー)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	会員基盤向上 セミナー
バストガバナー・ガバナーノミニー	セミナー		セミナー	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	セミナー		セミナー	クラブ	
リーダー・サブリーダー	セミナー		セミナー	クラブ	

7. ガバナーエレクト壮行会

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー夫妻	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
ガバナーエレクト夫妻	活動費		活動費	活動費	
バストガバナー夫妻	壮行会		壮行会	クラブ	
ガバナーノミニー	壮行会		壮行会	クラブ	
次期ガバナー補佐	クラブ		クラブ	クラブ	
次期地区委員長	クラブ		クラブ	クラブ	
次期クラブ会長・幹事	クラブ		クラブ	クラブ	
G事務所関係者(※)	地区		地区	クラブ	
GE事務所関係者	GE事務所		GE事務所	クラブ	

8. インターアクト、ローターアクトの地区大会、協議会、研修会等へ旅費

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
バストガバナー・ガバナーノミニー	大会等		大会等	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者(※)	大会等		大会等	クラブ	
関係地区委員	大会等		大会等	クラブ	

9. 地区委員会

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備考
ガバナー・ガバナーエレクト		原則として無			
バストガバナー・ガバナーノミニー					
G事務所・GE事務所関係者(※)					
関係地区委員					

- ◎ (※) G事務所・GE事務所関係者とは、現・次期のガバナー補佐・地区財務委員長・地区会計長・地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員をいう。
- ◎ 前各項の会合と同時に開かれる会合（諮問委員会等）の旅費については、原則として重複して支給しない。（地区負担としない）
- ◎ 地区内交通費は2,000円とし、全各項において出席者が地元の場合は旅費、宿泊費を支給しない。

（附 則）

1. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
2. この規定は、2007年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、2009年3月15日より改正施行する。
4. この規定は、2015年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2024年5月12日より改正施行する。

国際ロータリー第2540地区 危機管理総則

第1条（目的）

地域社会で活動するメンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第2540地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、迅速かつ適切に対処することによりロータリーに対する信頼を高めることを目的とする。

第2条（ロータリーにとっての危機管理）

国際ロータリー第2540地区、地区内ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「災害やハラスメント等の全て」を危機管理の「危機」とする。

第3条（危機管理委員会の任務）

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、第5条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、その防止・解決の為必要な提言や適切な指導・助言などを行うことを任務とする。

第4条（危機管理委員会の構成）

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

第5条（危機事案の報告）

第2条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第6条（危機管理委員会の決定事項の遵守）

地区内ロータリークラブとロータリアンは、危機管理委員会の決定事項を遵守するものとする。

第7条（保険）

地区は、危機への対応のためにRIJYEMの保険に加入する。

第8条（危機管理の資金）

危機管理発生時の対応に必要な資金として必要がある場合は、危機管理委員会としてガバナーに上申し、ガバナーは諮問委員会に諮問し決定する。

第9条

この危機管理総則を実施するために必要な事項は別途定める。

国際ロータリー第2540地区危機管理委員会規定

目次

第1章 総則

第2章 危機管理委員会

第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 国際ロータリー第2540地区危機管理総則第8条に基づき、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

(定 義)

第2条 国際ロータリー第2540地区、地区内ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「災害やハラスメント等の全て」を危機管理の「危機」とする。ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2章 危機管理委員会

(危機管理委員会の任務)

第3条 危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

2. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断した時は、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
3. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

(危機管理委員会の構成)

第4条 危機管理委員会は次に挙げる委員をもって組織する。

- (1) ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
- (2) ガバナー・エレクト
- (3) ガバナー・ノミニ
- (4) 地区青少年奉仕交換プログラム委員長
- (5) 地区ローターアクト委員長
地区インターアクト委員長

- (7) 地区ロータリー米山記念奨学委員長
 - (8) 地区ロータリー財団委員長（財団奨学生がいる場合）
 - (9) 地区公共イメージ委員長
 - (10) ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員経験者
 - (11) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者2名以上（その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通したものを含む）
但し、青少年交換を実施しない場合はこの限りではない
 - (12) 前各号の者に医師及び弁護士1名以上含まないときは、ロータリアンからこれらの者各1名以上を委員としてガバナーが委嘱する。
 - (13) 委員には女性1名以上を含むものとする。
2. 前項第11号から第13号の委員の任期は2年とし、再任されることができる。
 3. 危機管理委員会の委員長は委員の中からガバナーが任命する。
 4. 委員の中から副委員長若干名定めることができる。
 5. 委員長は委員会を招集し、業務を統括する。
 6. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれに当たる。

（危機事案の報告）

第5条 危機に相当する事案が発生したと考えられる場合、地区委員会、地区内クラブ、ロータリアンは速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

（危機管理委員会の開催）

- 第6条 危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。
2. 危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。
 3. 危機管理委員会の開催にあたって、委員の2分の1以上が出席（オンライン・委任状による出席を含む）することにより成立する。

（危機管理委員会の決議）

第7条 危機管理委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し（オンライン・委任状による出席を含む）、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

（緊急時における危機管理委員会の開催）

第8条 天災地変等の緊急を要する危機に迅速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、ガバナーと協議の上、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

（危機管理委員会の決定事項の遵守）

第9条 地区内ロータリークラブおよびロータリアンは、危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

(守秘義務)

第10条 個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

(青少年奉仕プログラムにおける地区の責務)

第12条 地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント（以下、ハラスメント等という）を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

(青少年奉仕プログラムに関する地区委員長の責務)

第13条 青少年奉仕プログラムに関する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携をはかりつつ、プログラムに参加するロータリアンおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

(青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務)

第14条 第3条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- (1) 交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- (2) 前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の確保ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- (3) 前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- (4) 青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- (5) 青少年奉仕プログラムにおいて、当該事案について必要と認めたときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申し立てについてガバナーから国際ローターに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- (6) その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

(青少年の保護)

第15条 前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の確保を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

(改 廃)

第16条 本規定の改廃は、ガバナーが危機管理委員会と会議の上決定し、地区大会、地区研修・協議会、又はクラブ会長エレクト研修セミナーにおいて報告する。

(附 則)

1. 第4条(12)、(13)に定める外部有識者2名以上は必要な時に選任するものとする。
2. この規定は、2020年5月31日より施行する。
3. 第4条の委員長名変更と、第6条3項を追加し、2020年9月30日より施行する。
4. 第6条・第7条にオンライン出席を追加。第14条の(5)を青年奉仕と修正し、2023年6月10日より施行する。

地区表彰実施要項

1. R・I及び地区の行う各種の表彰は、本要項により地区表彰委員会が選考して実施する。
2. 表彰委員会の構成は直前ガバナー ガバナー ガバナーエレクト及び各直前ガバナー補佐を以て構成する。
委員長は直前ガバナーとする。

<R・I表彰>

「意義ある奉仕賞」の該当クラブ。My Rotary「クラブの意義ある奉仕賞」の項による。

<地区表彰>

- イ) 奉仕活動優秀クラブ及びロータリアン
- ロ) 会員増強優秀クラブ
- ハ) 出席優秀クラブ及びロータリアン在籍記念
- ニ) 週報努力クラブ
- ホ) ロータリー財団寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ヘ) 米山記念奨学会寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ト) 国際奉仕プロジェクト基金(旧:WCS・アジア献金)寄付優秀クラブ
- チ) 長寿ロータリアン
- リ) その他委員会で適当と認められたもの

3. 表彰基準

イ) 奉仕活動優秀クラブ及びロータリアン

① クラブ表彰

地区表彰委員会は、当年5月末日までにガバナー補佐を通じて各分区内から奉仕活動優秀クラブを推薦させ、審査の上各部門に於いてそれぞれ最も、優れたクラブ一つずつを決定し、バナー等を授与して表彰する。但し、継続事業については5年を目途に表彰する。

② ロータリアン表彰

表彰者の決定は前項に準ずるが、表彰に際しては表彰状に添えて記念品を授与する。ガバナー補佐またはクラブ会長が表彰を申請するに当たっては、その業績の優秀性を判定できる文章を必ず添付するものとする。

ロ) 会員増強優秀クラブ

前年度中に於ける会員の純増加数が5名以上、または増加率が10%以上のクラブとする。
(同率の場合は同順位とする) 表彰クラブにはバナー 楯等を授与する。

- ハ) ロータリアン在籍記念
在籍記念表彰は20年 30年 40年 50年とし 各々バッチを授与する。
尚、55年以上については毎年表彰とする。
- 二) 週報努力クラブ
例会毎に発行するもので、その編集に当たって工夫と努力が認められるクラブに
バナー等を授与する。
- ホ) ロータリー財団寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ①クラブ表彰
当該年度の年次基金 一人当たりの寄付額(年間の寄付額を年度始めの7月1日現在の会員数で除した金額)が多い順に上位から第5位までのクラブ。(同率の場合は同順位)
表彰クラブにはバナー 楯等を授与する。
- ②ロータリアン(新PHF)表彰
表彰ロータリアンは当該年度の新PHF会員とする。
- ③ロータリアン表彰
累計財団寄付額5,000ドル毎に寄付者を表彰する。
ロータリアンには記念品を授与する。
- へ) 米山記念奨学会寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ①クラブ表彰
当該年度の1人当り寄付金額(年間の寄付額を年度始めの7月1日現在の会員数で除した金額)の多い
クラブから3位までを寄付成績優秀クラブとする。表彰クラブにはバナー 楯等を授与する。
- ②ロータリアン(新米山功労者)表彰
成績優秀ロータリアンは当該年度の新米山功労者会員とする。
- ③ロータリアン表彰
累計米山寄付額60万円毎に寄付者を表彰する。
ロータリアンには記念品を授与する。
- ト) 国際奉仕プロジェクト基金寄付優秀クラブ
当該年度の一人当り寄付金額(年度の寄付金額を年度始めの7月1日現在の会員数で除した金額)の多
いクラブから5位までを寄付優秀クラブとする。
表彰クラブには、バナー 楯等を授与する。

チ) 長寿ロータリアン

当該年度6月末日までに満80歳 85歳及び90歳に達したロータリアンには、記念品を贈呈する。(90歳以上のロータリアンには毎年贈呈する)

4. 上記各種表彰は、地区大会または地区研修 協議会等に於いて実施する。

5. 本実施要項の改廃は、地区表彰委員会が発議し地区諮問委員会に諮問のうえ、地区研修 協議会又は地区大会決議で決定する。

(附則)

1. この規定は、1995年7月1日より改定施行する。
2. この規定は、2009年10月23日より改正施行する。
3. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2017年1月1日より改正施行する。
5. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2018年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2018年11月10日に改正し、同年7月1日に遡って施行する。
8. この規定は、2019年11月10日に改訂施行する。
9. この規定は、2024年11月17日に改正施行する。

ガバナー・パストガバナー・ガバナーエレクト・ガバナーノミニー 職務分担表

区 分	構 成	摘 要
顧 問	諮問委員会、その他の会合に出席できないパストガバナー。	
指名委員会	定員を5名とし、最近の地区内パストガバナー5名をもって構成するものとし、委員長は直前ガバナーとする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区ガバナー及びガバナーエレクト、ガバナーノミニーの指名に当たる。 2. ガバナーエレクトが提案するパストガバナー1名を副ガバナーに選出できる。 3. RI規定審議会代表議員及び補欠議員を選出する。
諮問委員会	顧問を除くパストガバナー全員およびガバナーにより構成。	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガバナーの要請により重要事項の諮問を行う。 2. ガバナーの申請により、地区カウンセラーに就任し、委員会活動の指導にあたる。 3. ガバナーの申請により、重要会議のコーディネーター、パネリストの職務に就く。 4. 規定審議会他の地区代表議員の職務に就く。
規定審議会委員会	代表議員1名・補欠議員2名をガバナー経験者より構成し、議員の任期は3年とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指名委員会によって選出。 2. 地区内クラブより立法案を公募し、地区で承認を受けRIに案を提出する。 3. 国内外における審議会に参加。
ロータリー 米山記念 奨学会 委員会 (※1参照)	理事1名・評議員1名をガバナー経験者より構成し、任期は理事が2年、評議員は4年とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事は諮問委員から順に選出し、評議員は当該年度のガバナーと理事の審議により選出。 2. 地区内の米山奨学事業が適正かつ公正に推進できるよう指導にあたる。 3. 地区内での米山事業の実務(面接・研修等)・行事(オリエンテーション・歓送迎会)に参加。
危機管理 委員長 (※2参照)	ガバナー経験者より1名、専門性を必要とするので任期は2年とするが、特定しない。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区運営がRI規定と地元の法律を守るよう監督し、訴訟問題に対応する。 2. 災害が発生した際、ガバナーと共に対応する。 3. 青少年奉仕活動がRIと地区の規定を守り、安全に実施できるよう管理・指導する。 4. 青少年奉仕活動を援助する。
備 考		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガバナーエレクト、ガバナーノミニーは諮問委員会に、オブザーバーとして出席する。 2. ガバナーは必要に応じ諮問委員会に、現・次期ガバナー事務所関係者(ガバナー補佐・財務委員長・会計長・地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員)をオブザーバーとして出席させることができる。 3. 危機管理委員長は、青少年奉仕活動のカウンセラーを兼務する。

※1 米山記念奨学会 理事・評議員 選出規定

- 理事は、ガバナー年度順に就任する。評議員は4年間の任期を考慮し当該年度のガバナーと理事の審議によって選任する。
- 理事がその役割を努められない場合、次の理事が繰り上がり就任する。評議員がその役割を努められない場合、現職のガバナーが選任する。

※2 危機管理委員長 選出規定

- 専門性を必要とするので、任期は2年以上が望ましいが特定しない。
- ガバナーと共同で危機対応にあたるため、ガバナーによりガバナー経験者から1名を選出し、指名委員会の承認を得る。
- 地区の奉仕事業が安全に遂行されるよう援助する。
- 災害時、地区内クラブの状況を把握し支援する。
- 「青少年保護の手続き」に基づき、地区の青少年奉仕交換プログラムの運営が適正に行われるよう管理・援助する。また、事故が起きた時に速やかに解決できるよう援助する。
- 青少年奉仕活動が安全に行われるようカウンセラーとして援助・監督する。

A

公益財団法人 ローター日本財団
寄付送金明細書 ローターIAN/クラブ用

※記入方法参照

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org FAX: 03-5439-0405

問合せ先: 03-5439-5805

通信欄:

一括1万ドル以上寄付した場合、寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の口に✓をお願いいたします。

 公表しないで下さい。(寄付者名) _____

着金日のRILレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元 金融機関 支店名		送金額合計¥	RILレート
	地区	クラブID#	クラブ名		担当者名	TEL
	寄付者名 (領収書宛名) ・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名	ローマ字名 (姓, 名)	ID#	寄付分類 ・年次基金(シェア) ・ポリオプラス ・恒久基金(シェア)/(RPC) ・補助金(補助金番号) ・その他(詳細)	円金額	\$金額 ・RILレートと円金額 の入力で自動計算 ・手書の場合は小 数3位を四捨五入、 第2位まで記入
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

日本事務局使用欄

Rotarian用123-(Oct-2015)

1



国際ロータリー第 2540 地区

国際ロータリー第 2540 地区
ロータリークラブ 会長 各位

国際ロータリー第 2540 地区 2024-2025 年度
ガバナーエレクト 桑山 明久 (本荘 RC)

ロータリー希望の風奨学金ご寄付のお願い

拝啓 春寒の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より地区運営にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年3月11日の東日本大震災から14年目となります。『ロータリー希望の風奨学金』は、震災により災害遺児となった青少年たちが学業を継続できるよう教育支援することを目的としており、国内外のロータリークラブ会員有志によって立ち上げられた奨学金制度です。受給者が大学・専門学校を卒業するまで毎月5万円を支給し、返済を求めないという趣旨の奨学金です。

当2540地区では、本制度への支援について今年度も地区方針に掲げ、地区大会で決議しております。この震災を風化させることなく災害遺児へ支援へのご協力を何卒宜しくお願い致します。クラブ会員数に対し、一人1,000円を目安にして頂ければと存じます。

つきましては例年同様、各クラブで取りまとめの上、下記まで直接ご送金をお願い申し上げます。その際は、別紙の送金確認書をロータリー希望の風奨学金事務局へご送付ください。また、同じくガバナーエレクト事務所にも送付願います。

尚、寄付は任意でございますので、クラブの事情に合わせてご配慮いただければ幸いです。重ね重ねのご寄付の依頼ですがどうぞよろしく願いいたします。 敬具

記

【ロータリー希望の風奨学金 送金先】

千葉銀行 銚子支店 普通預金 3549340

口座名：ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会

RID2540 Governor Elect
桑山 明久

国際ロータリー第 2540 地区 2024-2025 年度 ガバナーエレクト事務所
〒015-0821 秋田県由利本荘市肴町 15 料亭一よし内
TEL0184-74-9424 / FAX0184-74-9425
E-mail : rid2540g25.6@gmail.com

送金確認書

支援者の連絡先	
氏 名 <small>あるいは</small> 名 称	地区名2540 会 員 の 方 ク ラ ブ 名 RC
住所等	
ご支援金に関する コメントがあれば お書きください	

送金確認書	
送金された日	年 月 日
送 金 額	円
領収証の宛先名称	
領収証の送り先 <small>(上記連絡先と異なる場合)</small>	

FAXで送信される方は

FAX 番号 : 048-471-1720 (「ロータリー希望の風奨学金」志木事務局)

メールで送られる方は r.windofhope.shiki@gmail.com へお願いいたします。

宛先：公益財団法人ロータリー一米山記念奨学会

FAX：(03) 3578-8281

TEL：(03) 3434-8681

送金先：三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義：公益財団法人ロータリー一米山記念奨学会

ザイ) ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

普通寄付金送金明細

当会記入欄	入金記帳日	入力済み

発信元：

国際ロータリー第_____地区_____ロータリークラブ

担当者：_____

連絡先TEL：() - _____

送金日（金融機関で送金手続きをした日）

送金額

_____年 _____月 _____日

¥ _____

¥ _____ × _____人 = ¥ _____

1名あたり 会員数 送金額

下記の該当箇所に○をして下さい。

年度

↓

上期（7月～12月）

下期（1月～6月）

年額（一括）

その他（新会員追加など）

当会への連絡事項がある場合、ご記入下さい。

注) この明細は金融機関で送金をされた後、速やかにFAXで当会へお知らせ下さい。

宛先:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

FAX:(03)3578-8281

TEL:(03)3434-8681

E-mail:kifu@rotary-yoneyama.or.jp

送金先:三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ)ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

<個人寄付用・特別寄付金送金明細>

国際
ロータリー第

地区

ロータリークラブ

送金日

連絡先TEL

送金額

担当者

*①初回寄付、④表彰辞退、⑤元米山奨学生の場合は下記に○を入れてください。

*①に該当する場合にはNo.1の上段よりご記入ください。

*同姓同名の方が在籍する場合には、生年月日を⑦備考欄にご記入ください。

*表彰を一度ご辞退されると、今後表彰辞退とさせていただきます。

*入力不可のセルは灰色表示しています。

No.	①初回寄付 該当の場合○	ふりがな ②氏 名	③寄付金額	④表彰辞退 該当の場合○	⑤元米山 奨学生 該当の場合○	⑥、①に該当し、 移籍の場合は 直近のクラブ名	⑦備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

送金額欄に、記入したシートの上すべての寄付の合計金額が自動計算されます。

クラブ寄付	③寄付金額	備考(BOX・ミール・創立記念etc)
クラブ扱い特別寄付金		
小 計		

宛先:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

FAX:(03)3578-8281

TEL:(03)3434-8681

送金先:三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ)ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

<法人寄付用・特別寄付金送金明細>

国際
ロータリー第

地区

ロータリークラブ

送金日

連絡先TEL

送金額

担当者

- * 法人寄付の場合、ロータリアン名も併記してください。
- * ①初回寄付⑤元米山奨学生の場合は下記に○を入れてください。
- * ①に該当する場合にはNo.1の上段よりご記入ください。
- * 表彰を一度ご辞退されると、今後表彰辞退とさせていただきます。
- * 入力不可のセルは灰色表示しています。

No.	①初回寄付 該当の場合○	ふりがな(全角17字入力) ②法人名	③個人名	④寄付金額	⑤元米山 奨学生 該当の場合○	⑥備考 (表彰辞退の方はこちら に明記ください)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
小 計				¥0		

国際ロータリー第2540地区
2025-2026年度

地区便覧

発行：国際ロータリー第2540地区
2025-2026年度 地区大会委員会事務局
〒015-0821 秋田県由利本荘市肴町15
料亭一よし内
TEL：0184-74-9424/FAX：0184-74-9425
E-mail：rid2540g25.6@gmail.com

発行日：2025年6月
印刷：(株)本間印刷所